

衆議院 法務委員會 議 録 第 一 号

本国会召集日(平成十一年十月二十九日)(金曜日)(午前零時現在における本委員は、次のとおりである。

委員長 杉浦 正健君

理事 坂上 富男君 理事 日野 市朗君
理事 上田 勇君

太田 誠一君 奥野 誠亮君
加藤 紘一君 鯨岡 兵輔君
熊谷 市雄君 小林 興起君
左藤 恵君 笹川 堯君
菅 義偉君 高市 早苗君
武部 勤君 藤井 孝男君
保岡 興治君 山本 有二君
与謝野 馨君 横内 正明君
枝野 幸男君 北村 哲男君
福岡 宗也君 漆原 良夫君
安倍 基雄君 権藤 恒夫君
西村 眞悟君 木島日出夫君
保坂 展人君 園田 博之君

十月二十九日

杉浦正健君委員長辞任につき、その補欠として武部勤君が議院において、委員長に選任された。

平成十一年十一月五日(金曜日)

午後三時十七分開議

出席委員

委員長 武部 勤君
理事 太田 誠一君 理事 杉浦 正健君
理事 与謝野 馨君 理事 横内 正明君
理事 北村 哲男君 理事 坂上 富男君
理事 日野 市朗君 理事 上田 勇君
理事 西村 眞悟君
鯨岡 兵輔君 熊谷 市雄君

佐藤 勉君 笹川 堯君
菅 義偉君 高市 早苗君
目片 信君 保岡 興治君
山本 有二君 枝野 幸男君
福岡 宗也君 漆原 良夫君
安倍 基雄君 木島日出夫君
保坂 展人君

議員
法務大臣 杉浦 正健君
法務政務次官 白井日出男君
法務委員会専門員 山本 有二君
井上 隆久君

委員の異動
十一月五日

辞任 加藤 紘一君 補欠選任 佐藤 勉君
左藤 恵君 目片 信君

同日

辞任 佐藤 勉君 補欠選任 加藤 紘一君
目片 信君 左藤 恵君

十一月五日

理事橋本太郎君、八代英太君及び山本有二君十月五日委員辞任につき、その補欠として太田誠一君、与謝野馨君及び杉浦正健君が理事に当選した。

同日

理事達増拓也君十月二十七日委員辞任につき、その補欠として西村眞悟君が理事に当選した。

同日

理事山本幸三君十月二十八日委員辞任につき、その補欠として横内正明君が理事に当選した。

同日

理事坂上富男君同日理事辞任につき、その補欠

として北村哲男君が理事に当選した。

十月二十九日

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出 第四百四十二回国会閣法第一〇四号)
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案(内閣提出 第四百四十五回国会閣法第五九号)

少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十五回国会閣法第七七号)
十一月五日

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(与謝野馨君外五名提出、衆法第三号)
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出第二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国政調査承認要求に関する件

小委員会設置に関する件

小委員会における参考人出頭要求に関する件

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出第二号)

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(与謝野馨君外五名提出、衆法第三号)

○武部委員長 これより会議を開きます。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、法務委員長の重責を担うことになりました武部勤でございます。まことに光栄に存じております。

最近のオウム真理教問題、司法制度改革など、国民の期待は大きく、本委員会に課せられた使命はまことに重大であると考えます。

幸いにして、本委員会におきましては、法務関係に練達な方々がおそろいでございますので、微力ではございますが、委員各位の御指導、御協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会の運営に努めてまいりたいと存じます。何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○武部委員長 まず、理事の辞任についてお諮りいたします。

理事坂上富男君から、理事辞任の申し出がございます。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事の辞任並びに委員の異動に伴い、現在理事が六名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。それでは、理事に

太田 誠一君 杉浦 正健君
与謝野 馨君 横内 正明君
北村 哲男君 及び 西村 眞悟君
を指名いたします。

○武部委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判所の司法行政に関する事項

法務行政及び檢察行政に関する事項

国内治安に関する事項

人権擁護に関する事項

以上の各事項につきまして、本会期中調査をいたしたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○武部委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

司法制度改革審議会の審議状況についての報告を求めるため小委員十四名よりなる司法制度改革審議会に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可並びに補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

順次趣旨の説明を聴取いたします。白井法務大臣。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○白井法務大臣 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国社会においては、平成六年、七年に、毒性物質であるサリンを使用したのいわゆる松本サリン事件及び地下鉄サリン事件が相次いで発生し、不特定多数の者の生命身体に対し極めて重大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところであります。

最近の国際情勢を見ても、多数の死傷者を出した平成十年八月のケニア、タンザニアにおける米大使館同時爆破事件に代表されるように、公共の場所での爆弾を爆発させるなどして多くの一般市民を犠牲にする無差別大量殺人事件が多発しております。

このように、無差別大量殺人行為は、平穩な市民生活にとって重大な脅威となる上、これを団体が行う場合、秘密裏に計画準備がされて実行に移されるため犯行の事前把握が極めて困難であることなどから、犯行の実現可能性も高く、また、団体が一定の目的を達成するための手段としてこれを敢行する場合には、反復して実行される危険性が高いのであります。

そこで、この法律案は、このような無差別大量殺人行為の特性を踏まえて、過去に無差別大量殺人行為を行った団体について、現在も危険な要素を保持していると認められる場合に、迅速かつ適切に対処するため、必要な法整備を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、過去に団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体であつて、現在も危険な要素を保持している団体を適用対象とするものであります。

第二は、公安審査委員会が、対象団体について、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認めた場合、一定期間、公安調査庁長官の観察に付し、公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けるとともに、必要に応じ当該団体が所有した管理する土地または建物への立入検査を行い得る観察処分の制度を設けるものであります。

第三は、公安審査委員会が、対象団体について、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があると認めた場合、または、第二の観察処分が付された団体につき、不報告または立入検査妨害等があり、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認めた場合、一定期間、土地または建物の新規取得の禁止、既存の土地または建物の使用禁止、無差別大量殺人行為の関与者等に一定の団体の活動に参加させることの禁止、加入強要、脱退妨害の禁止、金品等の贈与を受けることの禁止等の処分を行い得る再発防止処分の制度を設けるものであります。

第四は、観察処分及び再発防止処分の判断手続を迅速に行い得るようするための手続規定を設けるものであります。

第五は、政府が、年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告することとともに、公安調査庁長官が関係地方公共団体の請求により、観察処分に基づく調査の結果得られた情報について、個人の秘密等を害するおそれがある事項を除き、提供できることとするものであります。

第六は、本法による規制をより実効性のあるものとするため、警察当局との協力関係につき、所要の措置を講じるものであります。

第七は、規制の実効性を担保するため、立入検査妨害及び再発防止処分に伴う役職員または構成員等の禁止行為違反等につき、所要の罰則を設けるものであります。

以上が法律案の要旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十四分散会

○武部委員長 次に、杉浦正健君。

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案

(本号末尾に掲載)

○杉浦議員 特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、無差別大量殺人行為に基づく損害賠償責任を負う法人が破産宣告を受けた場合に、その被害者の救済に資するため、破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復を容易にする特別の措置を講じようとするものであります。法律案の要旨は、次のとおりでございます。

第一は、破産法人が無差別大量殺人行為に基づく損害賠償責任を負うものを特定破産法人と名づけ、この特定破産法人と一定の密接な関係にある特別関係者が有する財産につき、その価額は、不当利得として、特定破産法人の破産管財人に返還すべきものであると推定することとあります。

第二は、特定破産法人が最初の無差別大量殺人行為の後に行った特別関係者への財産の移転を、特定破産法人が破産債権者を知つてしたものであると推定すること等により、破産管財人による否認権の行使を容易にすることとあります。

第三は、特定破産法人の破産管財人に、公安調査庁長官に対して必要な資料の提供を請求する権限を与えることとあります。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)	1
第二章 規制措置(第五条―第十一条)	2
第三章 規制措置の手続(第十二条―第二十七条)	3
第四章 調査(第二十八条―第二十九条)	4
第五章 雑則(第三十条―第三十六条)	5
第六章 罰則(第三十七条―第四十二条)	6
附則	7
第一章 総則	7
(目的)	7
第一条 この法律は、団体の活動として役員(代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)又は構成員が無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もつて公共の安全の確保に寄与することを目的とする。	7
(この法律の解釈適用)	7
第二条 この法律は、国民の基本的な権利に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。	7
(規制の基準)	7
第三条 この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやくも権限を逸脱して、思想、信教、	7

集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

2 この法律による規制及び規制のための調査については、いやくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

(定義)

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項第二号に掲げる暴力主義的破壊活動であつて、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないものをいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合に、これに對して、この法律による規制を行うことができるものとする。

第二章 規制措置

(観察処分)

第五条 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の觀察に付する処分を行うことができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役員又は構成員であること。

三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するもの

をいう。以下同じ。)であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認められるに足る事実があること。

2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。

一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役員員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所

二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途

三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途

四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの

五 その他前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。)ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。

一 当該各期間の末日における当該団体の役員員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所

二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途

三 当該各期間の末日における当該団体の活動

の用に供されている建物の所在、規模及び用途

四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの

五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの

六 その他第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替へるものとする。

6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(觀察処分の取消し)

第六条 公安審査委員会は、前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、これを取り消さなければならない。

(觀察処分の実施)

第七条 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするため、公安調査官に必要な調査をさせることができる。

2 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときは、公安調査官に、同条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする公安調査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(再発防止処分)

第八条 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。

二 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。

三 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき。

四 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは銃砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若し

くは保有しようとしているとき。

五 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。

六 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従って役員又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。

七 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

二 前項の規定により行うことができる処分は、次の掲げるものとする。

一 いかなる名義をもつてするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

三 当該無差別大量殺人行為に關与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員であつた者(以下「当該無差別大量殺人行為の關与者等」という。)に、当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。

四 当該団体に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

五 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。

(役員又は構成員等の禁止行為)

第九条 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、団体の活動として、当該処分違反する行為をしてはならない。

二 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該団体が前条第二項第一号に掲げる処分を受けた場合にあつては、いかなる名義をもつてするかを問わず、当該処分により取得し又は借り受けることが禁止された土地又は建物を当該団体の用に供する目的で取得し又は借り受けること。

二 当該団体が前条第二項第二号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の用に供する目的で当該処分により使用を禁止された土地又は建物を使用すること。

三 当該団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の關与者等に、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加させ又は従事させること。

四 当該団体が前条第二項第四号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該処分により禁止された団体への加入を強要すること若しくは勧誘すること又は当該団体から脱退する行為を妨害すること。

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ることを禁止すること。

三 当該団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けている場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の關与者等は、当該処分が効力を生じた後は、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加し又は従事してはならない。

(再発防止処分の取消し)

第十条 公安審査委員会は、第八条の規定による処分について、当該処分に基づく禁止又は制限をする必要がなくなつたと認められるときは、これを取り消さなければならない。

(土地又は建物の使用禁止に関する標準の揭示等)

第十一条 公安審査委員会は、第八条第二項第二号の規定により当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部の使用を禁止する処分をしたときは、当該土地の所在する場所又は当該建物の出入口の見やすい場所に、当該団体が当該土地又は建物について同号の処分を受けている旨を告知する公安審査委員会規則で定める標準を揭示するものとする。

二 公安審査委員会は、前項の規定により標準を揭示した場合において、第八条第一項の規定に基づいて定められた期限が経過したとき又は前条の規定により当該処分を取り消したときは、当該標準を取り除かなければならない。

三 何人も、第一項の規定により揭示した標準を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標準を掲示した土地若しくは建物に係る第八条第一項の規定に基づいて定められた期限が経過した後又は前条の規定により当該処分が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

第三章 規制措置の手續

(処分の請求)

第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。

第五項第四項の処分についても、同様とする。

二 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする。

三 警察庁長官は、必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五条第一項若しくは第四項又は第八条の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることができ。

(立入検査等)

第十三条 警察庁長官は、前条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に關して意見を述べるために必要があると認められるときは、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

二 前項の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、同項の調査を行うために特に必要があると認められるときは、あらかじめ警察庁長官の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

三 警察庁長官は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、公安調査庁長官に協議しなければならない。

四 第二項の規定により立入検査をする都道府県警察の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

五 警察本部長は、第二項の規定による立入検査をさせたときは、その結果を速やかに文書で警察庁長官に報告しなければならない。

六 警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

七 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分の請求の方式)

第十四条 第十二条第一項前段の処分の請求は、次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下「処分請求書」という。)を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

一 請求に係る処分内容及び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

2 処分請求書には、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を添付しなければならない。

(意見聴取)

第十五条 公安審査委員会は、第十二条第一項前段の処分の請求があったときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見聴取の通知の方式)

第十六条 公安審査委員会は、前条の意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ、意見聴取を行う期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公安調査庁長官の請求に係る処分内容及び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

三 意見聴取の期日及び場所

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

(代理人)

第十七条 前条第一項の通知を受けた団体(同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる団体を含む)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当該団体のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる。

(意見聴取の指揮)

第十八条 意見聴取は、公安審査委員会が指名する公安審査委員会の委員長又は委員(以下「指名委員等」という。)が指揮する。

2 指名委員等は、意見聴取の期日の冒頭において、公安調査庁の職員に、請求に係る処分内容及び根拠となる法令の条項並びに請求の原因となる事実を意見聴取の期日に出席した者に対し説明させなければならない。

3 指名委員等は、意見聴取の手続を妨げる行為をした者に退去を命ずることができる。

(意見の陳述及び証拠書類等の提出等)

第十九条 当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内に限り意見聴取の期日に出席して、当該処分を行うことについて意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。

2 当該団体の役員、構成員及び代理人は、指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を答えることができる。

3 当該団体の役員、構成員及び代理人は、意見聴取の期日への出席に代えて、公安審査委員会に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

(意見聴取の終結)

第二十条 指名委員等は、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が正当な理由なく意見聴取の期日に出席せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

2 指名委員等は、前項に規定する場合のほか、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が意見聴取の期日に出席せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見聴取の期日への出席が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

(公安審査委員会の決定)

第二十一条 公安審査委員会は、公安調査庁長官

が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、次の区分に従い決定をしなければならない。

一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、その処分を行う決定

2 公安審査委員会は、第十六条第二項の規定による公示があった日から三十日以内に、処分の請求に係る事件につき決定をするように努めなければならない。

(決定の方式)

第二十二条 前条第一項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付して、委員長及び決定に関与した委員がこれに署名押印をしなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十三条 第二十一条第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。ただし、当該団体に代理人がある場合には、当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。

3 第二十一条第一項の決定は、官報で公示しなければならない。

4 公安調査庁長官は、第一項の通知を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(決定の効力発生時期)

第二十四条 第二十一条第一項の決定は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める時に、それぞれその効力を生ずる。

一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定
決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された

時

二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時

(観察処分の期間の更新の手続)

第二十五条 公安調査庁長官は、第十二条第一項後段の処分の請求をするときは、更新の理由となる事実その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下この条において「更新請求書」という。)を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

2 更新請求書には、更新の理由となる事実を証すべき証拠書類等を添付しなければならない。

3 公安審査委員会は、第一項の請求があったときは、当該団体に対し、意見陳述の機会を付与しなければならない。この場合において、意見陳述は、陳述書及び証拠書類等を提出して行うものとする。

4 公安審査委員会は、前項の陳述書の提出期限の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項

二 更新の理由となる事実

三 陳述書の提出先及び提出期限

5 第十六条第二項及び第三項並びに第十七条の規定は、期間の更新に対する意見陳述について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項」とあり、及び第十七条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第二十五条第四項」と、同項中「同条第二項後段」とあるのは、「第二十五条第五項において準用する第十六条第二項後段」と読み替えるものとする。

6 第二十一条第一項及び第二十二条から前条までの規定は、公安審査委員会が行う期間の更新の決定について準用する。この場合において、第二十二条中「前条第一項の決定」とあり、並びに第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条中「第二十一条第一項の決定」とあるのは、「第二十五条第六項において準用する第二十一

条第一項の決定と読み替えるものとする。

(処分取消しの手続)

第二十六条 第二十二條及び第二十三條の規定は、処分の取消しの手続について準用する。この場合において、第二十二條中「前条第一項の決定」とあり、並びに第二十三條第一項及び第三項中「第二十一條第一項の決定」とあるのは、「処分の取消しの手続」と読み替えるものとする。

2 処分の取消しの手続は、前項において準用する第二十三條第三項の規定により、官報で公示した時に効力を生ずる。

(処分取消しの手続に関する細則)

第二十七條 この章に規定するものを除くほか、公安審査委員会における手続に関する細則は、公安審査委員会規則で定める。

第四章 調査

(公安調査官の調査権)

第二十八條 公安調査官は、この法律による規制に關し、第三條に規定する基準の範囲内において、必要な調査(第七條第一項の規定による調査を含む。次条において同じ)をすることができ、

第二十九條 この法律に規定する団体規制に關する公安調査官の調査については、前條に規定するもののほか、破壊活動防止法第二十八條から第三十四條までの規定を準用する。

第五章 雑則

(国会への報告)

第三十條 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならない。

(調査結果の提供)

第三十一條 公安調査庁長官は、関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む)の長から請求があつたときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、第五條の処分に基づく調査の結果を提供することができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十二條 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてする処分については、行政手続法平成五年法律第八十八號第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第三十三條 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十號)による不服申立てをすることができない。

(処分取消しの手続)

第三十四條 法人でない社団又は財団で第二十一條第一項第三号(第二十五條第六項において準用する場合を含む)の決定を受けたものは、その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができない。

(裁判の公示)

第三十五條 第五條第一項又は第八條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取り消されたとき(第五條第四項の規定による期間の更新の決定が取り消された場合を含む)は、公安調査庁長官は、その裁判を官報で公示しなければならない。

(施行細則)

第三十六條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施の手続その他その執行に關する必要な細則は、法務省令で定める。

2 第十二條第二項及び第三項並びに第十三條第一項、第二項及び第五項の規定により警察庁長官の権限に屬する事務を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章 罰則

(役職員又は構成員等の禁止行為違反の罪)

第三十七條 第九條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(立入検査拒否等の罪)

第三十八條 第七條第二項又は第十三條第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(標準損壊等の罪)

第三十九條 第十一條第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(退去命令違反の罪)

第四十條 第十八條第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(公安調査官の職権濫用の罪)

第四十一條 公安調査官がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

(警察職員の職権濫用の罪)

第四十二條 警察職員がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(法務省設置法の一部改正)

2 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三號)の一部を次のように改正する。

第三條中第三十八號を第三十九號とし、第三十七號の次に次の一號を加える。

三十八 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する法律(平成十一年法律第 号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する事項

(刑事訴訟法の一部改正)

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一號)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第一項中「第百九十三條乃至第百九十六條」を「第百九十三條から第百九十六條まで」に改め、「第四十五條」の下に、若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する法律(平成十一年法律第 号)第四十一條若しくは第四十二條を加える。

(公安調査庁設置法の一部改正)

4 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「請求」の下に、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する法律(平成十一年法律第 号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する調査、処分の請求及び規制措置を加える。

第四條第四号中「前三號」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の二號を加える。

四 公安審査委員会に対し、無差別大量殺人行為を行った団体に対する処分の請求を行うこと。

五 無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置を行うこと。

第四條第一号の次に次の一號を加える。

二 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する調査を行うこと。

第十一條中「第四條第一号」の下に、第二号及び第五号を加える。

第十四條第二項中「破壊的団体」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体」を、「調査」の下に「並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制措置の実施に關する事務」を加える。

(公安審査委員会設置法の一部改正)

5 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二號)の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十七年法律第二百四十號」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する法律(平成十一年法律第 号)」を、「破壊的団体」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体」を加える。

第二條第三号中「前二號」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二號を加える。

三 無差別大量殺人行為を行った団体に対し、觀察処分を行うこと。

四 無差別大量殺人行為を行った団体に対し

て、再発防止処分を行うこと。

6 (警察法の一部改正)

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定に基づく意見の陳述その他の活動に關すること。

第三十条第一項中「から第九号まで、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十八号まで」を「から第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十七号から第十九号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十二号」を「第五条第二項第十三号」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

7 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十八号を第三十九号とし、第二十号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關すること。

第十八条第一項中「第四条第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十号まで」を「第四条第二十一号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十一号まで」に改める。

第二十一条第一項中「第四条第三十一号から第三十三号まで」を「第四条第三十二号から第三十四号まで」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

8 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百

二号)の一部を次のように改正する。

第十一条のうち、警察法第五条第二項の改正規定中「第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号を」を「第十九号を第二十号とし、第九号から第十八号を」に、「二十」を「二十一」に改め、同法第三十条第一項の改正規定中「から第九号まで、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十八号まで」を「から第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十七号から第十九号まで」に、「から第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十七号から第二十号まで」を「から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同法第三十三条第一項の改正規定中「第五条第二項第十二号」を「第五条第二項第十三号」を「第五条第二項第十四号」に改める。

第四十九条のうち、公安調査庁設置法第一条から第四条までの改正規定中第三条に係る部分中「請求」の下に「並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を加え、第四条に係る部分中同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 無差別大量殺人行為を行った団体に対する処分の請求に関すること。

五 無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置に關すること。

第四十九条のうち、公安調査庁設置法第一条から第四条までの改正規定中第四条第一号の次に次の一号を加える。

二 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する調査に關すること。

第四十九条のうち、公安調査庁設置法第十一条及び第十二条の改正規定中第十一条第二項に

係る部分中「第四条第一号」の下に、第二号及び第五号を加える。

第五十条のうち、公安審査委員会設置法第一条の次に二条を加える改正規定中第一条の三に係る部分中「(昭和二十七年法律第二百四十号)の下に」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)」を「(破壊的団体の下に)及び無差別大量殺人行為を行った団体」を加え、同法第二条の改正規定中同条第四号に係る部分中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分を行うこと。

五 無差別大量殺人行為を行った団体に対する再発防止処分を行うこと。

理由

団体の活動として役員又は構成員において無差別大量殺人行為を行った団体が、再び無差別大量殺人行為に及ぶことを防止する必要性に堪がみ、当該団体に対し、その活動状況を継続して明らかにし又は無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止するために必要な規制措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に關する特別措置法案

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に關する特別措置法案

第一条 この法律は、特定破産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に關し特別の定めをすることにより、無差別大量殺人行為によって被害を受けた者の救済に資すること

を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する法律(平成十一年法律第 号)以下「規制法」という。第四条第一項に規定する無差別大量殺人行為をいう。

2 この法律において「特定破産法人」とは、破産宣告を受けた法人で、その破産手続において確定した破産債権中に無差別大量殺人行為に基づく損害賠償請求権があるものをいう。

3 この法律において「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 規制法第五条第一項の規定による処分を受けた団体で、当該処分に係る無差別大量殺人行為による損害賠償責任を特定破産法人が負うもの

二 前号に掲げる団体の役員又は構成員

三 前号に掲げる者が構成員、役員又は職員

四 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社又は有有限会社

五 第二号に掲げる者が代表者である法人その他の団体

六 第一号に掲げる団体の役員又は構成員であつた者で、その団体につき規制法第五条第一項の規定による処分が効力を生じた日以後に退職し、又は脱退したもの

七 次に掲げる者であつて、その所有する不動産が第一号に掲げる団体の活動の用に供されているもの

イ 第一号に掲げる団体の役員又は構成員であつた者

ロ 第二号に掲げる者が構成員、役員又は職員

ハ 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有していた株式会社又は有限会社

ニ 第二号に掲げる者が代表者であつた法人その他の団体

(特別関係者の有する財産に関する推定)

第三条 特別関係者が有する財産は、特定破産法人の破産財団との関係においては、当該特別関係者が特定破産法人から法律上の原因なく得た財産の処分に基づいて得た財産であるものと推定する。この場合において、当該処分に係る特定破産法人の財産の価額は、当該特別関係者が有する財産の価額と同額であるものと推定する。

(特別関係者に対する否認権の行使に関する推定)

第四条 特定破産法人が、損害賠償責任を負うべき最初の無差別大量殺人行為の後には、その財産を特別関係者に対して移転した場合には、その移転の行為は、特定破産法人が破産債権者を害することを知つてしたものと推定する。

2 特別関係者が特定破産法人の財産の転得者である場合には、当該特別関係者は、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知つていたものと推定する。

(否認権の時効の特例)

第五条 特定破産法人の破産管財人による特別関係者に対する否認権の行使に関する破産法(大正十一年法律第七十一号)第八十五条の規定の適用については、同条中「破産宣告ノ日」とあるのは、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)第五條第一項ノ規定ニ依ル処分ガ効力ヲ生ジタル日(其ノ日ガ破産宣告ノ日前ナルトキハ破産宣告ノ日)」とする。

(破産管財人の権限)

第六条 特定破産法人の破産管財人は、公安調査庁長官に対し、特別関係者に対して財産又は不当利得の返還を請求するために必要な資料で公安調査庁が規制法の規定により得たものの提供を請求することができる。

2 特定破産法人の破産管財人は、前項の規定により提供された情報を特別関係者に対する財産又は不当利得の返還の請求以外の用に供しては

ならない。

附 則

1 この法律は、規制法の施行の日から施行する。

2 この法律の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

理 由

無差別大量殺人行為によつて被害を受けた者の救済に資するため、特定破産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に関し特別の定めをする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年十一月十一日印刷

平成十一年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局